

平成 18 年 5 月 29 日

各 位

シグマ光機株式会社  
代表取締役社長 杉 山 茂 樹  
( J A S D A Q ・ コード 7 7 1 3 )  
問い合わせ先  
取 締 役 菊 池 健 夫  
管 理 本 部 長  
T E L 0 3 - 5 6 3 8 - 8 2 2 1

## 内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 29 日に開催した取締役会において、下記のとおり内部統制システム構築の基本方針を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 内部統制システム構築の基本方針

- 1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ( 1 ) 会社の事業活動を通してお客様とともに歩み続けるという会社の基本理念を、取締役及び使用人が行動する際の基本とし、それに基づいた活動を行なっていきます。
  - ( 2 ) 取締役会規則に基づき毎月取締役会を開催し、その決議に則った運営を行なっていきます。
  - ( 3 ) 監査役会の定める監査方針に従い、取締役の職務執行についての監査を行なっていきます。
  
- 2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ( 1 ) 法令及び文書管理に関する社内規程に基づき、情報の保存・管理を行なっていきます。
  - ( 2 ) 取締役会議事録及び稟議書についての保存・管理を、厳格に行なっていきます。
  
- 3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の業務執行及び財産に係るリスクについては、業務を担当する各部門がこれを認識するとともに、管理部門を中心にその対応策についての検討を行なっていきます。
  
- 4．取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - ( 1 ) 取締役会規則に基づき取締役会を毎月開催し、業務の執行状況や課題の解決策などを確認・検討・決定していきます。
  - ( 2 ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌に関する社内規程に則り、的確に実行していきます。

5．株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社に関する社内規程に基づきグループとしての総合的な事業の発展を図るべく、相互に緊密な連携のもとに、各社の経営を円滑に遂行していきます。
- (2) 毎月開催される取締役会において、各社の月次決算等の報告を行なうことにより、業務の状況を把握していきます。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 内部監査部門については社長直轄として、執行部門から独立した組織としています。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の要請があった場合は速やかな人員配置を行ないます。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれていることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会及び重要な会議に随時出席して、取締役の業務執行を監視しています。
- (2) 取締役及び使用人は、法令等の違反行為や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとしています。

以 上